

犬とのふれあい教室ボランティアの要件

- 1 石川県内に居住、勤務又は在学している18歳以上の者で、運転免許証等本人が確認できる書類を提示できること。
- 2 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、他のボランティアと協調できる者。
- 3 いしかわ動物愛護管理推進計画に基づくセンターの事業を理解し、センターの事業活動に意欲的に協力できる者
- 4 動物の愛護及び管理に関する法律その他動物愛護関連法令に反する行為等により、県又は市町から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者。
- 5 誓約書の内容を理解し、遵守できること。
- 6 第5条第1項第1号から第4号の規定により登録を抹消されたことのない者。
- 7 県が行う審査もしくはそれと同等以上と所長が認める審査に合格しており、犬とのふれあい教室事業の実施に必要な知識及び技術を有する者。
- 7 前各項のほか、動物の適正な飼育管理に関し、センター所長が必要と認める要件。

活動犬の要件

- 1 狂犬病予防法第4条に基づく登録を行い、同法第5条に基づく狂犬病の予防注射を登録日の前1年以内に受けていること。
- 2 感染症に係る予防接種（犬ジステンパー感染症、パルボウイルス感染症、犬伝染性肝炎、犬伝染性喉頭気管炎、犬パラインフルエンザを含むもの）を登録日の前1年以内に受けていること。
- 3 登録日の前1年以内に健康診断を受診していること。
- 4 定期的に内外寄生虫の駆虫及び予防をしていること。
- 5 雌雄を問わず不妊・去勢手術を実施していること。ただし、これに代わる措置をしている場合は、この限りでない。
- 6 人及び他の犬と良好な関係が築けること。
- 7 県が行う審査もしくはそれと同等以上と所長が認める審査に合格しており、犬とのふれあい教室事業の実施に必要な程度の上つけがされていること。